

◆『発注者ナビ』とは

公共工事発注者へ各種取組事例の情報提供、共有するものです。

★コンテンツ

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)について
- 2) 資源有効利用促進法政省令の一部改正について
- 3) 建設業法施工令改正に伴う監理技術者等の要件見直しについて
- 4) 「新・全国統一指標」令和3年度取組状況(全国版)について

1) 「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」を作成 ～3次元データ活用による建設現場の生産性向上を推進～

国土交通省では、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」が令和4年3月に改定されているところ。

関東地方整備局では、受発注者が建設現場の生産性向上を図ることを目的として、この要領(案)を分かりやすく解説した「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」を全国で初めて作成しました。

<「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」概要>

・共通編では、手引き(案)で使用する用語の解説や3次元計測技術の概要、特徴、留意事項を解説していますので、まずは共通編をご覧ください。

・出来形管理編では、3次元計測技術を用いた出来形管理について、現場条件による計測手法の選択や計測方法、3次元計測実施の効果や注意点を図解で分かりやすく解説し、現場技術者が3次元出来形計測を実施する際の判断や留意事項を確認する資料としました。

★詳細はコチラをクリック

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000044.html>

▼共通編の抜粋

3. 3次元計測技術の概要

○3次元計測技術の一覧

本手引き(案)で対象とする3次元計測技術には以下のものがある。

①空中写真測量(UAV) <small>標準歩尺有</small>	②地上型レーザースキャナー(TLS) <small>標準歩尺有</small>	③地上移動体搭載型レーザースキャナー(MLS)	④無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー) <small>標準歩尺有</small>
⑤TS/NTS方式	⑥TS等光波方式	⑦RTK-GNSS	⑧土工履歴データ
⑨地上写真測量	⑩音響測深機器	⑪モバイル端末を用いた3次元計測技術	⑫ICT機械施工

1-10

①空中写真測量(UAV)

○計測手法の概要

UAVに搭載したデジタルカメラで上空から撮影された連続する画像を用いて、対象範囲のオルソ画像(正射変換した画像)と、地形や地物等の色付き3次元点群データを取得する手法。

○適用工種

土工、護岸工、表層安定処理等・固結工、固結工(スラリー攪拌工)
法面工、基礎工、擁壁工、構築物工、土工1000m³未満

○機器構成

- ・UAV
- ・デジタルカメラ
- ・写真測量ソフトウェア
- ・3次元設計データ作成ソフトウェア
- ・点群処理ソフトウェア
- ・出来高算出ソフトウェア
- ・出来形帳票作成ソフトウェア

○特徴・留意事項

- ・1回の飛行で計測範囲が広く、計測時間が短い
- ・人が入れない箇所を計測可能
- ・面的に計測が可能
- ・航空法をはじめとする関連法令を遵守した作業、手続きが必要(例:飛行する空域や方法等)
- ・高圧線等による電波障害が予想されるなどGNSS測位ができないエリアは測量できない
- ・強風時など天候によって計測できない場合がある
- ・地表面に植物が繁茂している場合は、計測前に伐採が必要
- ・計測後のデータ処理に時間を要する
- ・TS等により標定点及び検定点の設置が必要

2) 資源有効利用促進法政省令の一部改正について

〈概要〉

○建設工事から発生した土砂等について、再生資源としての利用を促進することにより、不適正処理を抑制し危険な盛土等の発生を防止するため、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく立入検査や勧告・命令の対象事業者を拡大する、資源有効利用促進法政省令が一部改正されました。

★詳細はコチラをクリック

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001515923.pdf>

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○資源有効利用促進法政省令の一部改正がされました。(公布：R4.9.2／施行：R5.1.1※)【下線部が改正点】
○今後、盛土規制法の施行に合わせ、更に資源有効利用促進法省令の改正を予定しています。

※施行日以降に契約する工事に適用

(1) 発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

(2) 契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、**請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う**よう努めることとなっています。

(3) 施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成等

- ・元請企業は、**一定規模以上※の工事を施工する場合、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見やすい場所へ掲示**することとなっています。
- ・また、工事現場において責任者を置くなど管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

(4) 竣工後に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の**実施状況を把握して記録し、工事完成後5年間(改正前は1年)保存**することとなっています。
- ・また、発注者から請求があったときは、**計画の実施状況を発注者に報告**することとなっています。

※計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. Co塊 As塊 建設発生木材 } …… 合計200t以上	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. 碎石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物…… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

3) 建設業法施行令一部改正(監理技術者制度運用マニュアル改正)について

- ◆ 令和4年11月18日に建設業法施行令の一部を改正する政令が公布され、金額要件の見直し関係については、令和5年1月1日から施行されました。
- ◆ また、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において、技術者途中交代の条件の見直し、同一の工事と見なせる範囲の合理化の見直しの方向性について検討を行い、令和4年5月31日に「技術者制度の見直し方針」としてとりまとめられました。
- ◆ 上記を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適確な運用の徹底を図ります。

★詳細はコチラをクリック

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00147.html

主な改正の概要

1. 同一工事と見なせる範囲の合理化

■ 同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による管理を認めることとする。

2. 技術者途中交代の条件の見直し

■ 合理的な範囲で柔軟な交代を可能に

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能とする。

3. 金額要件の見直し

■ 政令改正後の金額要件に修正

※()内は建築一式工事の場合

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)

4. その他

- 発出済みの通知等に伴う見直し
- 表現の適正化

【二-二 監理技術者等の設置、二-三 監理技術者等の職務】

- ・ 営業所における専任の技術者、監理技術者等が職務に従事するにあたり、テレワークの扱いを明記。

【五 施工体制台帳の整備、六 工事現場への標識の掲示】

- ・ 施工体系図及び標識の掲示に関して、一定の要件を満たす場合、デジタルサイネージ等 ICT 機器の活用が可能である旨を明記。

【全般】表現の適正化

4) 「新・全国統一指標」令和3年度取組状況(全国版)の公表について

- ◆ 改正品確法の理念を現場で実現するため、令和2年度に「新・全国統一指標」及び目標値を決定し、全国の地域ブロック発注者協議会において継続的に審議し、今般、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組んでおります。
- ◆ 「新・全国統一指標」、「関東ブロック独自指標」について、関東ブロックの令和3年度の取り組み状況を令和4年10月18日を公表しました。この度、全国の令和3年度の取り組み状況のとりまとめ結果を国土交通本省により公表されましたので、お知らせします。

★詳細はコチラをクリック

[「新・全国統一指標」令和3年度取組状況のまとめ](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000926.html)

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000926.html

※詳細については、事務局へお問い合わせください。

発行元(事務局): 関東地方整備局技術調査課

TEL: 048-601-3151(代表)